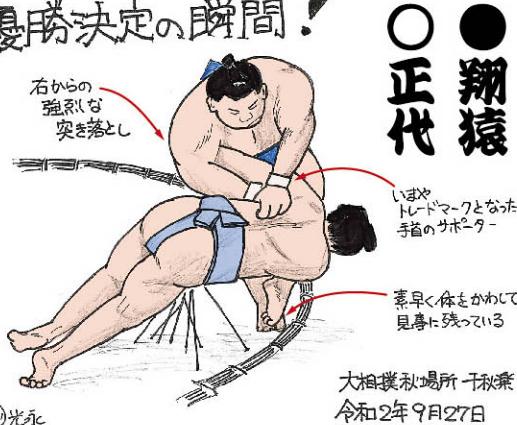


# 濟心光記

優勝決定の瞬間！



○正代  
翔猿

## ◆正代関の初優勝と大関昇進を祝う

58年ぶりに熊本県から大関の誕生です。

相撲観戦は大好きで、正代が幕内に入ってからは、夫婦そろって、その取り組みに一喜一憂しながら応援してきました。今場所は白星を重ねるごとに緊張感が高まり、優勝の瞬間に喜びが一気に爆発しました。

熊本には、相撲に関する全権を天皇より任された吉田司家があり、土俵入りの型のひとつ「不知火型」は、肥後熊本出身の不知火光右衛門に由来するものです。相撲に深い関わりを持つ熊本にとって、初の優勝賜杯と大関の誕生はまさに快挙で、その意義は計り知れません。様々な経済効果とともに、何よりも郷土熊本に元気を与える起爆剤になるでしょう。これからも大きな声援を送っていこうと思います。

## ◆所作へのこだわり

議会において質問をするときに私なりにこだわっていることが二つあります。

### 《返事をすること》

ひとつが議長から名前を呼ばれたら、元気よく「はい！」と返事をすること。これは日常生活においても心掛けていることです。返事に気持ちを込めて議長にお返しすることによって、質疑のやり取りに弾みがつくような気がします。

### 《拳手はグーで》

拳手をする際には、握りこぶしを作つてグーで行います。これは単なる自衛隊時代の「習性」で始めたことですが、最近になって面白い事実を発見。ドイツの学校では手のひらを相手に見せるような拳手は禁止されているそうです。ナチス時代の敬礼を連想させるからというのがその理由です。何気ない動作も国が変わればやり方も様々。私は自分のスタイルとしてグーを貫いていこうと思います。



## 略歴

1955年 熊本市生 湖東幼稚園、健軍小、湖東中  
1974年 済々黽高校卒  
1978年 防衛大学校卒、陸上自衛隊入隊  
2010年 健軍駐屯地業務隊長を最後に退官(陸将補)  
2011年 城彩苑わくわく座勤務  
2015年 熊本市議会議員初当選  
2019年 2期目当選



## 熊本自由民主党市議団

- ・都市整備委員
- ・議会運営委員
- ・議会広報委員
- ・熊本市防衛議員連盟(事務局長)
- ・熊本市文化都市創生委員
- ・熊本市公共交通協議会
- ・自民党市議団憲法改正委員
- ・会派事務局長 他

## 熊本市議会議員

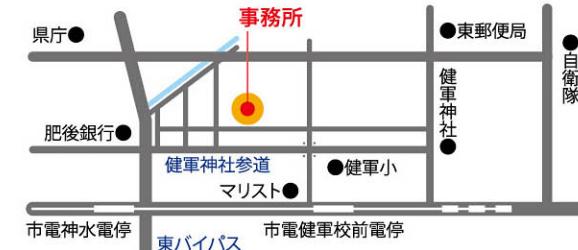
# 光永くにやす事務所

事務所電話：080-5255-4071  
Fax. 096-367-1801

ホームページもあわせてご覧下さい。

<http://k-mitsunaga.net/>

〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目19-26



# 光永くにやす通信 Vol.12



市議会を傍聴に来られた支援者の皆様と（令和2年9月9日）



長きにわたる閉塞感と、将来への不透明感の中、地方政治が果たすべき役割を、胸に刻む毎日です。医療の第一線で勤務する皆様に改めて敬意を表しますとともに、一日も早い未知なる感染症の終息を願っております。

令和2年9月4日から9月29日まで開かれた第3回定例議会において一般質問を致しました。私自身6度目となる質問でしたが、7月豪雨と教科書選定問題を皮切りに、与えられた時間の8割近くを使用して新型コロナウイルス感染症への対応を取り上げました。

限られた紙面ですが、私が特に思いを込めた部分についてご紹介したいと思います。

動画でご覧になりたい方は熊本市議会ホームページのインターネット中継▶  
のボタンから「議員名」を選んで下さい。

質疑全ての資料をご希望の方は事務所にご連絡下さい。



## 第3回定例議会における一般質問(一問一答)の概要

### I 令和2年7月豪雨について

Q 球磨川流域に被害をもたらしたものと同規模の線状降水帯が白川流域に発生したら、白川公園から藤崎宮周辺といった中心市街地はどういうふうになるのか？

A 【政策局長 答弁】土地の高低差や地形により0.5m以上5m未満の浸水が予測される。また、想定される最大規模の降雨が発生した場合は、0.5m以上10m未満の浸水が予測され、この場合、市役所本庁舎周辺は約6mの浸水が予測される。(要約)

Q 7月豪雨をイメージした時に、将来の市役所本庁舎が担う防災拠点としてのイメージ、具体的には移転する場合の移転先、あるいは建物の構造等について、考え方方に変化はあるのか？

A 【市長 答弁】これまで本庁舎に関する議論は、耐震性の問題を中心に進めさせていただけてきたところであるが、今般の豪雨も踏まえ、庁舎の浸水に対する脆弱性についても、改めて十分な検討を行う必要があると考えている。議論を再開させていただく際は、本庁舎の防災拠点としての必要な機能が十分に確保されるよう更に議論を深めてまいりたい。(要約)



### 被災地のボランティア活動に参加して

熊本市議会総勢27名で豪雨災害復旧のボランティア活動に参加しました。現地で汗をかきながら、5mを超える浸水状況を目の当たりにして、改めて水害の恐ろしさを痛感しました。

現場の体験に基づき、一般質問の冒頭で大西市長の考え方について質しました。



### II 令和3年度使用教科用図書の選定について

Q 令和3年度使用教科書の選定状況、及びそのプロセスについて？

A 【教育長 答弁】教育委員会の諮問機関として教科書選定委員会を設置し、県教育委員会から提供された選定資料を活用しながら、本市独自に教科書の調査研究を行った。その結果については、4回にわたる選定委員会において審議し、その妥当性が確認されている。(要約)

Q 本市の教育大綱等を踏まえた採択上のポイントは何か？

A 【教育長 答弁】県から示された採択基準に加えて、「ICT機器やデジタル教材等を活用しやすい工夫」及び「熊本城を代表とした本市にまつわる事象や史実、人物等との関連」を独自のポイントとして設定した。(要約)

### III 新型コロナウイルス感染症対策を振り返って

#### 第1期 域外発生期 1月6日～2月20日

- Q** 1月27日、市民病院において行われた実動対処訓練の狙いと成果について（略）  
**Q** 熊本城マラソンの開催判断について（略）

#### 第2期 発生期 2月21日～3月25日

- Q** 医療体制整備の強化と相談窓口の設置について（略）  
**Q** 区役所における現場の状況（略）

#### 第3期 拡大期 3月26日～5月14日

- Q** 計画の想定と実状況の差、それに伴う修正事項（略）  
**Q** 国の基本的対処方針を踏まえた本市の体制（略）  
**Q** 大西市長の決断により、4月の人事配置で、前政策局長を理事としてウェルハーパル内の初度対応にあたらせた。またその一方で上下水道局と交通局の二つの事業管理者のポストを前総務局長一人に担当させている。こうした人事は過去に例があるのか。  
 また、どのような経緯で決定されたのか？

**A** 【大西市長 答弁】感染症対策の一翼を担っていた政策局長に、引き続き、その職責を担わせることが必要と判断し、緊急的かつ時限的な措置として、地方公営企業法第7条ただし書の規定に基づき行ったもの。事業管理者を一人とすることについては、執行部内で慎重に議論を重ね、短期間であれば可能と判断した。

これは、過去に例がない極めて異例な措置であったが、結果として、第一波の流行期という重要な局面を乗り越えることができ、本市全体の危機管理の観点からも、最善の策であったと考えている。今後も、様々な危機事象に対し、市民の生命と財産を守ることを最優先に、その時々の状況に応じた迅速かつ的確な判断に努めてまいりたい（要約）

**光永**：結論から申し上げると、前政策局長に引き続き対応を命じた市長の判断は正しかったと思う。その成果は十分認めた上で、この時の処置に大きな問題があったことを指摘したい。

ひとつは、二つの外局の事業管理者を一人にしたことによる危機管理上の問題である。本市にとっての危機はコロナウイルスだけではない。他の危機事態に対しても最低限の備えを常に確保しておく必要がある。電車を巻き込んだ大事故の発生や突然の災害等、たとえそうした事態が無くてもコロナの脅威の下で、それぞれ特別な対応が求められている。臨時議会の招集や常任委員会への対応にも配慮すべきだ。

ただいまの市長のご答弁は、まるで、二つのエンジンで飛んでいた飛行機が、「短期間なら片方のエンジンを外して飛んでも大丈夫です」と言っているように感じた。飛行機には74万人の市民が乗っている。「短期間なら可能と判断」という言葉には何の裏付けもない。むしろ危機に対して短期間すきを見せてはいるにすぎない。この2ヶ月間に、何事もなく本当によかったです。

そして、二つ目は組織管理上の問題である。二つの外局の管理者を一人にした根拠は、地方公営企業法第7条1項のただし書きの規定による、という答弁だった。恐らく「公営企業の事業管理者は兼職ができない」とする規定に配慮したことだと思っている。ところが、第7条は現行体制の根拠となるものである。二つの公営企業の編成と任務が何も変わっていないのに、「いままでは二人だったが、一人でもできる仕事です」と読み替えてしまったのは問題である。それならば、今後ずっと一人体制でやればいいだろという議論さえ生まれる可能性がある。まして「2ヶ月限定で」といった条件は、本質的に入り込む余地がない。私はもっと幅広く検討をして、市長の決断を無理なく実現する道が他にもあったのではないかと考えている。

ひとつは同じく地方公営企業法13条1項に、「代理及び委任」について定めた条文がある。そこには「管理者が欠けたときは、管理者が当該地方公共団体の長すなわち市長の同意を得て、あらかじめ指定する上席の職員がその職務を行なう。」とある。

つまり、二人いる副市長のいずれかに2ヶ月間「代理」をお願い

しても良かったのではないかと思う。

その他にも、前交通事業管理者に2か月間だけ定年延長をお願いする案もある。いずれにしても、もう完了したことなので、過去にさかのばって修正を求める訳ではない。本当に処置として最善だったのか。もう一度執行部の中で再検討してほしい。

#### Q 特措法施行下における県と市の役割分担と連携要領（略）

#### Q 2月24日と30日に本市独自で開催された専門家会議の目的と本市自らリスクレベルを設定した狙いは何か。

**A** 【政策局長 答弁】専門家会議は、本年3月、特に本市において感染が拡大する中、疫学をはじめとした各分野の専門的な見地から、本市の取るべき対策についてご助言をいただくために設置したもの。

その中で、本市における感染防止対策の判断基準を設けるべきとの意見をいただいたことから、市民の皆様に本市の感染状況を分かりやすくお伝えするとともに、その状況に応じた適切な対策を講じていくことを目的として、客観的な判断基準となるリスクレベルを設定した。

いずれの取組も、県内でも特に本市において感染が拡大していた当時の状況や、いち早い市民周知の観点から、まずは本市独自で実施したものである。（要約）

**光永**：私の質問のポイントは、県と市のお互いの権限とこれに基づく役割についてはどれくらい認識されていただろうか、というところにある。

国から示された「特措法」を見ると、県と市の権限は明解に分かれている。具体的には「施設使用・イベントの制限もしくは停止」等これらは全て県の権限、市はこれに基づく総合調整をすること。リスクレベル設定の目的が、行動制限について、より分かりやすく伝えるためであったとすれば、これを示す際には県と確認が必要だったのではないか。

実際の動きを見てみると、本市が3月31日にリスクレベルを発表し、県は4月16日に公表して、その後、6月6日に統一された。

市民に対する強い思いは伝わってくるが、リスクレベルが一本化されるまでの2ヶ月あまり、市民にとっては二重の基準が存在した訳で、戸惑いもあったのではないか。

後知恵になるが、2月中に合同対策会議を開いて、お互いの権限と役割、行動基準の示し方等について相互確認すべきだったと思う。

熊本市の新型コロナウイルス感染症リスクレベル	
リスクレベル	判断基準
レベル4 特別警報	熊本市内で①リンク無し感染者 4名以上かつ②新規感染者 5名以上
レベル3 警報	熊本市内で①リンク無し感染者 2名以上かつ②新規感染者 3名以上
レベル2 警戒	熊本市内で①新規感染者が発生かつ②レベル3に該当しない場合
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ②熊本市内では新規感染者が未発生
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない

熊本市ホームページ「熊本市のリスクレベルと対策について」より引用

#### 第4期 小康期 5月15日～7月19日

- Q** 6月8日実施された避難所訓練の成果と今後への反映事項（略）  
**Q** 長期のコロナ対応において心身のストレスが職員の健康に与える影響（略）

#### 第5期 第2拡大期 7月20日～

**Q** 新聞報道によれば、夏休み期間の設定について、「6月15日の臨時教育委員会で長短三つの案が検討され、教育長の判断でその平均値を示す30日に決定した」とある。その考え方を教えてほしい。また進度が平均以下で授業時間が足りないとする学校に対してはどのような処置が取られたのか？

**A** 【教育長 答弁】休校中の児童生徒や教員の努力を正当に評価する観点から、各学校の平均値にあわせることが合理的と判断した。平均を下回った学校については、学校再開後の授業時数の確保にそれぞれ工夫を取り組んでいる。また一学期末に行った調査では、平均を下回った学校も含め、すべての学校が、今年度の学習内容を今年度内に終えることができる回答している。（要約）

**光永**：私自身、新聞を読み、教育委員会の方からも説明を聞き、

今まで教育長から直接、答弁を伺ったが、「進度の平均値で線を引いた」という考え方はどうしても理解できない。

進度が遅れている学校については行事の中止や振り替えなど全て学校毎に取り組んでいくというご答弁である。

県内で一番短かい夏休みは9日間で、これを設定した産山村のコメントは「コロナの第2波などで再び休校すれば遅れを取り戻すのが難しくなる。今のうちから日数を確保して余裕を持たせたい」と述べている。単に一学期における授業進度だけでなく、来年3月までを視野において、最悪の状況を見据えながら判断しているところに、本市にはない洞察の深さを感じている。

また、本市のPTA協議会において、保護者の皆さんに対するアンケート調査も行われている。

「夏休みの期間についてどう思われましたか」という問い合わせに「長い、やや長い」と答えた家庭が63%となっている。

自由意見の一部を紹介すると

「前の学年のまとめも出来ていないまま進級し、新しい学年の学習を自宅で自力でやるのは限界があり、とても2週間程度の遅れとは言い難い」「夏休みを決定する際、どうして家庭へのアンケートなどの実施がなかったのか。オンライン授業ができるから、というのは自己満足のような気がする。」といった厳しい声に、保護者の皆様の不安な気持ちが伝わってくる。

新しい取り組みにチャレンジする時であればこそ、日数計算だけでなく、教えようとするその中身を提示し、進捗を確かめながら、保護者の皆様との連携を大切にしていただきたい。

**Q** 8月4日に、大西市長は新型コロナウイルス感染リスクレベルを最も高いレベル4に上げることを県知事と同時に発表した。これを受けて、県と市それぞれに緊急対策を打ち出している。同じように歩調を合わせて発表されながら、県は同じ日に臨時議会を開いて議決により決定し、本市では次の日の8月5日に市長専決処分で処置をしている。これら緊急対策を専決処分とした根拠と考え方は？

**A** 【大西市長 答弁】議員お尋ねの緊急対策第7弾については、8月1日に本市初となるクラスターが確認されるとともに、リスクレベルもレベル4に引き上げられる中で、保健所体制の強化やPCR検査体制の充実など、一刻も早く対策を講じ、市民の安心安全を確保する必要があったため、8月5日に専決処分を行ったものである。（要約）

**光永**：市長の判断には理解し、納得もしている。しかし残念なことに専決処分は市長に許された固有の権限であるため、議員の立場からは全く意見を述べることができない。

地方自治法によれば専決処分は179条に基づく専決処分と180条に基づく専決処分の二種類がある。180条はごく軽易なものについて議会の委任により行われるもので、処理後の報告だけでよいことになっている。ところが179条に基づく専決処分は議会の後承認が必要であるが、たとえ議会が「不承認」とした場合でも市長の専決処分が優先されることとされている。つまり専決処分は、全てを市長に一任された、地方自治「最強」のカードである。

平成22年、他都市において市長の専決処分を巡って議会が紛糾したため、平成24年に法律が改正されている。その結果、議会が不承認とした時、自治体の長は必要と認められる措置を講じて議会に報告することとなり、一定の条件下で議長にも臨時議会の招集権が与えられた。

ひとひとつは臨時議会である。（地方自治法101条7）原則として7日前に招集しなければならないが「緊急を要する場合はこの限りではない」というただし書きがある。招集に要する期間はもっと短縮できる。

もうひとつは通年議会という方法がある。議会を閉会せずに、休会とすることによって、いつでも議会を開会できるようにすることである。この通年議会は平成24年の地方自治法改正以降可能になっている。いずれにしても、緊急事態という事態認識をまず執行部と議会で共有する必要があり、具体的な手順・方法については様々な議論が必要なことは言うまでもない。一言で緊急事態といつても様々である。

平成12年に発生した三宅島の噴火においては住民全員が避難し、村議会の招集も困難になったため、この時の村長さんは、年間20件にわたる補正予算を全て専決処分で処置している。

こうした最悪の事態も想定しながら、議会がどこまで対応できるのか、検討していくことは重要なことだろうと思う。現在、議員全員がタブレットを保有し、コロナ禍の中で議会のルールも大きく変わろうとしている。この機会に、議決権行使についても是非検討のテーブルに乗せていただければ嬉しく思う。

コロナ禍の中、まだまだゴールは見えない状態だが、是非とも機会をとらえてこれまでの対応の振り返りをしていただければと思う。大西市長を中心とした執行部の皆さんの力を大いに発揮していただき、市民の安全安心の生活が守られていくことを祈念する。（以上）

文責：光永邦保

詳しくは  
市議会HPをご覧下さい。

可能にするために条例の改正が行われている。条例改正は本来、議決案件であるが、ここでも緊急性を理由に専決処分で処理されている。また、10万円の特別定額給付金の支給についても専決処分で処理された。これを全国20の政令指定都市の状況について調べてみると、専決処分で対応したのは20の都市のうち5つの都市、その他15の都市は臨時議会で議決をしている。併せて定額給付金の支給率を調べてみると、6月26日現在で全国トップは熊本市の95%。スピード感をもって市民に届けたいという市長の思いが見事結果に表れている。ところが第2位の札幌市は臨時議会の議決を経て92%の成果を挙げている。上位ベスト5のうち、専決処分をした都市は熊本と新潟のふたつだけである。

他のコロナ関連補正予算についても調べてみると、一回でも専決処分を行った都市は11都市、平均回数は2回で本市はちょうど平均値の2回。その他九つの都市では全て議会を開いて議決を行っている。この中には横浜、川崎、札幌、福岡、北九州といった大都市も含まれている。

特別定額給付金の政令指定都市給付率ベスト5 (6月26日現在)		
1位 熊本市	95.0 % (35万世帯)	専決処分
2位 札幌市	91.7 % (108万世帯)	★議決
3位 新潟市	90.6 % (34万世帯)	専決処分
4位 岡山市	90.0 % (33万世帯)	★議決
5位 神戸市	78.2 % (76万世帯)	★議決

6月29日付朝日新聞による

このようにいろいろ考えてみると、専決処分をするかどうかという問題は、同時に、緊急時において議会の議決権をどのように行使すればよいのかという、表裏一体の問題が見えてくる。議会に身を置く者としては「緊急を理由に出番が無くなる議会」であるより「緊急においても機能する議会」でありたいと切に思う。では緊急事態において議会はどうすればいいのか。少なくとも二つの方法が可能ではないかと思う。

そのひとつは臨時議会である。（地方自治法101条7）原則として7日前に招集しなければならないが「緊急を要する場合はこの限りではない」というただし書きがある。招集に要する期間はもっと短縮できる。

もうひとつは通年議会という方法がある。議会を閉会せずに、休会とすることによって、いつでも議会を開かれるようにすることである。この通年議会は平成24年の地方自治法改正以降可能になっている。

いずれにしても、緊急事態という事態認識をまず執行部と議会で共有する必要があり、具体的な手順・方法については様々な議論が必要なことは言うまでもない。一言で緊急事態といつても様々である。

平成12年に発生した三宅島の噴火においては住民全員が避難し、村議会の招集も困難になったため、この時の村長さんは、年間20件にわたる補正予算を全て専決処分で処置している。

こうした最悪の事態も想定しながら、議会がどこまで対応できるのか、検討していくことは重要なことだろうと思う。

現在、議員全員がタブレットを保有し、コロナ禍の中で議会のルールも大きく変わろうとしている。この機会に、議決権行使についても是非検討のテーブルに乗せていただければ嬉しく思う。

コロナ禍の中、まだまだゴールは見えない状態だが、是非とも機会をとらえてこれまでの対応の振り返りをしていただければと思う。大西市長を中心とした執行部の皆さんの力を大いに発揮していただき、市民の安全安心の生活が守られていくことを祈念する。（以上）

文責：光永邦保